

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」で提示されている

イスラエルとパレスチナの資料の問題について

～問題点の指摘と質問～

2021年7月28日

東京都教育委員会 教育長 藤田 裕司 殿
教育委員 遠藤 勝裕 殿
山口 香 殿
秋山 千枝子 殿
北村 友人 殿
新井 紀子 殿

東京都教育庁 指導部 指導企画課 オリンピック・パラリンピック教育担当者殿

鶴飼 哲(一橋大学名誉教授)
臼杵 陽(日本女子大学教授)
岡 真理(京都大学教授)
栗田 禎子(千葉大学教授)
黒木 英充(東京外国語大学教授)
小寺 隆幸(元東京都教員、元京都橘大学教授)
酒井 啓子(千葉大学教授)
高橋 美香(写真家)
長澤 栄治(東京大学名誉教授)
奈良本 英佑(法政大学名誉教授)
嶺崎 寛子(成蹊大学准教授)

様々な意見がある中でオリンピックが始まりました。これに向けて東京都教育委員会(以下、都教委とします)は、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針(平成28年1月)を策定し、都教委傘下のすべての学校に「オリンピック・パラリンピック教育」の実施を指示し、各校で取り組んできました。

<https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/opedu/static/page/admin-school/pdf/20q1e202.pdf>

都教委の「オリンピック・パラリンピック教育」についても様々な意見がありますが、この取り組みの目標の(4)として、「多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間」の育成が掲げられています。

ところが、東京都教育委員会のホームページに設けられている「オリンピック・パラリンピック教育」のサイトの「児童・生徒向けコンテンツ～大会予定参加国・地域情報」では、「ヨーロッパ | イスラエル国」という表題の下に「首都 エルサレム」と何の注釈もなく記されています。

<https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/children-student/watch-learn/europe/israel>

なお資料1に示すように、「注2」が最後に付されていますが、何に対する注なのかどこにも書かれていません。外務省のホームページの記述(資料3)と対応させると首都エルサレムに

(注2)をつけ忘れたと考えられますが、ミスで済む話ではありません。この数年間、「オリンピック・パラリンピック教育」でこのサイトを見た子どもたちは、エルサレムがイスラエルの首都であるという国際的には認められておらず、日本政府・外務省も認めていない虚偽の事実を教えられていることとなります。★ 追記

イスラエル政府は 1980 年にエルサレムを恒久首都と定める「基本法」(憲法に匹敵)を制定しました。しかしこれは 1967 年の第三次中東戦争で東エルサレムを占領し、さらに併合したうえで首都としたものであり、占領地の併合は明確な国際法違反です。1947 年の国連総会決議は、エルサレムを「国際管理地区」に指定しました。その後 1967 年の第三次中東戦争に際し、国連は、停戦後、イスラエルに占領地からの撤退を要求する安保理決議 242 号を採択し、それを今日もなお維持しており、それに基づいて日本政府もエルサレムを首都と認めておりません。また 1993 年の「オスロ合意」は、エルサレムの地位をイスラエルと PLO の交渉事項としています。

現在、イスラエルと国交のある国のほとんどはテルアビブに大使館を置いており、エルサレムに大使館があるのは、アメリカ合衆国(トランプ政権の 2018 年 5 月以来)、グアテマラ、コソボ、ホンジュラスの 4 か国に限られます。パラグアイはいったんエルサレムに移したものの、新大統領の選出後直ちにテルアビブに戻しました。エルサレムをイスラエルの首都と認めることは、国際法と国連安保理決議、さらにはそれらを支える国際社会の圧倒的な合意に反する行為なのです。

イスラエルの一方的主張をそのまま教えることは、戦争による占領地の武力併合を容認することになり、国際法、そして日本国憲法の本質にも反するものです。

一方上記の「児童・生徒向けコンテンツ～大会予定参加国・地域情報」では「アジア | パレスチナ」という表題の下に「首都 ラマツラ(西岸地区)」とやはり注釈なく記されています。

<https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/children-student/watch-learn/asian/palestine>

しかし、パレスチナ自治政府は基本法でエルサレムを首都と定めています。現在はイスラエルが東エルサレムを占領しているため、パレスチナ自治政府はラマツラにおかれています。日本政府は「エルサレムの最終的地位については、将来の二国家の首都となることを前提に、交渉により決定されるべきである」としています。

(外務省「中東和平についての日本の立場」令和 2 年 3 月 17 日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/tachiba.html>)

国際法で認められていないイスラエル政府の主張はそのまま認めてエルサレムを首都と教え、一方、パレスチナ自治政府の主張は認めず、日本政府・外務省の立場とも異なってラマツラを首都と教えるということは、公正性と論理的整合性に欠けています。「注2」をつけ忘れた単純ミスである、また、本来「自治政府所在地」とすべきところを「首都」と教えるのも単純ミスである、あるいは子どもにわかるように教育的配慮をしたものである、として済む問題ではありません。子どもたちが間違った事実を教えられたという厳然たる結果に都教委は責任を持たねばなりません。

コロナ禍でのオリンピックの在り方に世界の目が注がれ、とりわけ東京オリンピック・パラリン

ピック競技大会組織委員会自体の人権意識が厳しく問われている今、この問題についても、開催都市の教育委員会として早急に見解を明らかにし、必要な措置を取る必要があると私たちは考えます。「共生社会の実現と国際社会の平和と発展に貢献する」人間を育てる教育委員会として、誠実な対応を取ることで、国際社会の信頼に応えていただきたいと思います。

★7月27日に「首都 エルサレム(注2)」と、注2が突然書き加えられているのを確認しました。

《都教委への質問》

- ① 外務省見解に反し、都教委がエルサレムを注釈抜きにイスラエルの首都と数年間明記してきた事実について都教委の見解を明らかにしてください。たとえ「注」の付け忘れという単純ミスであったとしても、外務省見解とも国際社会の圧倒的多数の合意とも反する内容が長期にわたって掲げられていたわけですから、その原因を究明し、誤りを是正する措置(とりわけすべての学校・全教職員への告知)をどのように行うのか、お示してください。
- ② パレスチナの首都をラマツラと書くことも、パレスチナ自治政府の考えとも日本外務省の見解(資料3)とも反しています。①と同様、早急に是正することを求めます。どのような是正措置をとるのかお知らせください。
- ③ イスラエルを代表する風景として、イスラエルが併合した東エルサレムにある「岩のドーム」の写真を掲げています。(資料1)この空間にたいしてイスラエル政府が警察権を行使し、軍事的に支配していることは現実ですが、しかしこれを東京都が公式に「イスラエルである」と認めるならば、エルサレムをメッカ、メディナに次ぐ第3の聖地とする全世界のイスラム教徒 16 億人から強烈な抗議が寄せられるでしょう。イスラエルの風景としては適切ではなく削除すべきだと思いますが、見解をお聞かせください。
- ④ オリンピック・パラリンピックは国際的行事であり、それに関連する東京都のオリンピック・パラリンピック教育にも国内外の関心が集まっています。私たちは上述した問題について、都教委は、オリンピック・パラリンピック開催都市の責任において、訂正あるいは見解を社会的・国際的に公表する責任があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

オリンピック期間中、しかもなるべく早い時期に都教委が誠意ある姿勢を示すことを求めます。回答を8月3日までに 下記へメールあるいは FAX で送っていただくようお願いいたします。なおこの質問と回答については、国内外のメディア、及び関係諸機関に公表させていただくことを申し添えます。

回答送付先 別記

この申し入れ及び公開質問に対する賛同 (2021年7月27日現在)

賛同団体 日本国際ボランティアセンター (JVC)

個人賛同 219名 別紙参照

資料1 東京都教育委員会「オリンピック・パラリンピック教育～児童・生徒向けコンテンツ」の中の「大会予定参加国・地域情報」から「イスラエル」のページの一部

(2021年7月25日まで掲載されていたもの)

最下段に記されている注2は、何に対する注か示されていない。

(7月27日にエルサレム(注2)と変わっていた)

<https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/children-student/watch-learn/europe/israel>

東京都教育委員会 Tokyo Metropolitan Board of Education
東京都オリンピック・パラリンピック教育

アクセシビリティについて English 都庁総合トップページ

サイトマップ 検索

オリンピック・パラリンピック教育とは? みんなの取組を見る 東京コース ボランティア スマイルプロジェクト 夢・未来プロジェクト 世界ともだちプロジェクト

児童・生徒向けコンテンツ > 大会参加予定国・地域情報 > ヨーロッパ > イスラエル国

ヨーロッパ | イスラエル国

※本ページの各情報で特別な注釈がないものに関しては公開時点の情報を元に編集されていますので最新版ではない可能性があります。

名称
イスラエル国 / Israel

首都
エルサレム

(注: パレスチナ自治政府 (ヨルダン川西岸及びガザ地区))

おすすめコンテンツ

- > ボランティア一覧
- > 講習会等一覧
- > 大会参加予定国・地域情報
- > 【図解】夏季オリンピック開催国・都市
- > 【図解】冬季オリンピック開催国・都市
- > 【図解】世界の「主食」分布MAP



嘆きの壁



岩のドーム



受胎告知教会

略史

1947年 / 国連総会はパレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分裂する決議を採択。
イスラエルは48年独立を宣言。48年、56年、67年、73年と周辺アラブ諸国と4度にわたり戦争。

1979年 / エジプトと平和条約を締結

1994年 / ヨルダンと平和条約を締結。
パレスチナ解放機構 (PLO) とは、93年9月、相互承認を行い暫定自治原則宣言 (オスロ合意) に署名。
その後、暫定合意に従い、西岸・ガザではパレスチナ暫定自治政府による自治が実施されている。

(注1) 数字はイスラエルが併合した東エルサレム及びゴラン高原を含むが、右併合は日本を含め国際的には承認されていない。
(注2) 日本を含め国際的には認められていない。

出典: 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/>)

その他の情報

民族	ユダヤ人 (約75.0%)、アラブ人その他 (約25.0%) (2014年5月 イスラエル中央統計局)
言語	ヘブライ語、アラビア語
宗教	ユダヤ教 (75.1%)、イスラム教 (17.3%)、キリスト教 (1.9%)、ドルーズ (1.6%) (2012年 イスラエル中央統計局)
識字率	データなし
政体	共和制
議会	一院制 (120名) (全国1区の完全比例代表選挙制度)
主要産業	鉱工業 (情報通信、ハイテク、医療・光学機器、ダイヤモンド加工、化学製品、繊維等)、金融・サービス業
通貨	新シェケル (NIS)




資料2 東京都教育委員会 「大会予定参加国・地域情報」から「パレスチナ」のページの一部

アジア | パレスチナ

※本ページの各情報で特別な注釈がないものに関しては公開時点の情報を元に継承されていますので最新版ではない可能性があります。

名称
パレスチナ / Palestine

首都
ラマツラ (西岸地区)



資料3 外務省ホームページより一部

イスラエルの記述より <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/data.html#section1>

パレスチナの記述より <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/data.html#section1>



外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | 御意見・御感想 | サイト

ENHANCED BY Google

外務省について | 会見・発表・広報 | 外交政策 | 国・地域

トップページ > 国・地域 > 中東 > イスラエル国 > イスラエル基礎データ

イスラエル国

イスラエル国 (State of Israel)



一般事情

- 面積
2.2万平方キロメートル (日本の四国程度) (注1)
- 人口
約923万人 (2020年7月 イスラエル中央統計局)
- 首都
エルサレム (注2)

4～6 略

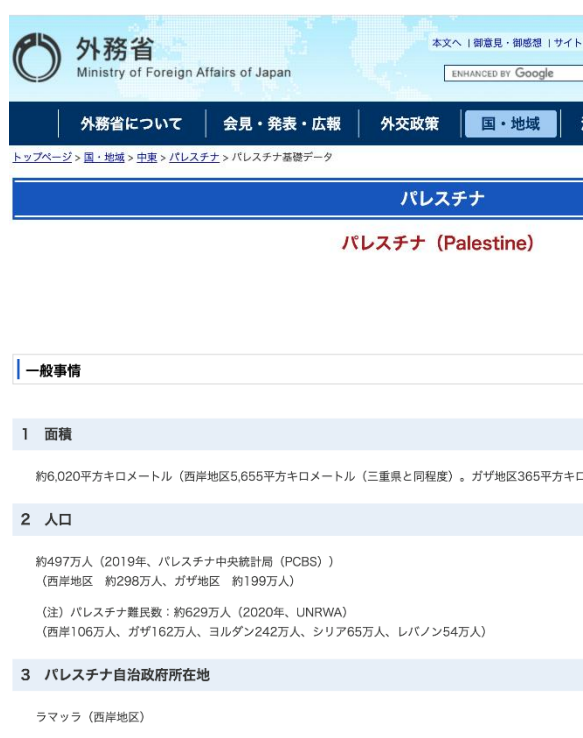
イスラエル 7 略史の最後に注が付記されている。

7 略史

1947年国連総会はパレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分割する決議を採択。イスラエルは48年独立を宣言。48年、56年、67年、73年と周辺アラブ諸国と4度にわたり戦争。その後、79年にエジプトと平和条約を締結。94年10月ヨルダンと平和条約を締結。パレスチナ解放機構 (PLO) とは、93年9月、相互承認を行い暫定自治原則宣言 (オスロ合意) に署名。その後、暫定合意に従い、西岸・ガザではパレスチナ暫定自治政府による自治が実施されている。

(注1) 数字はイスラエルが併合した東エルサレム及びゴラン高原を含むが、右併合は日本を含め国際社会の大多数には承認されていない。

(注2) 日本を含め国際社会の大多数には認められていない。



外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | 御意見・御感想 | サイト

ENHANCED BY Google

外務省について | 会見・発表・広報 | 外交政策 | 国・地域

トップページ > 国・地域 > 中東 > パレスチナ > パレスチナ基礎データ

パレスチナ

パレスチナ (Palestine)

一般事情

- 面積
約6,020平方キロメートル (西岸地区5,655平方キロメートル (三重県と同程度)。ガザ地区365平方キロメートル)
- 人口
約497万人 (2019年、パレスチナ中央統計局 (PCBS))
(西岸地区 約298万人、ガザ地区 約199万人)
(注) パレスチナ難民数: 約629万人 (2020年、UNRWA)
(西岸106万人、ガザ162万人、ヨルダン242万人、シリア65万人、レバノン54万人)
- パレスチナ自治政府所在地
ラマツラ (西岸地区)

4～7 略